

へき地保育所指導基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行うものとする。

- 1 保育に従事する者の数及び資格
保育の資格を有する保育士を2人以上置くこと。
ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。
- 2 保育室等の構造設備等
 - (1) 公民館、学校、集会所等の既存建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
 - (2) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれに代わるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
 - ① 保育室の面積は、おおむね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
 - ② 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。
 - ③ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。
 - ④ 保育には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
便所の数は、おおむね幼児20人につき1つ以上であること。
 - (3) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。
- 3 保育の内容等
保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については、入所児童が健やかに育成されるよう定めること。
 - (1) 保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡（仮眠）を含むこと。
 - (2) 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無等について、毎日登所時に行うこと。
 - (3) 個別検査は、清潔、外傷等の異常の有無について、毎日退所時に行うこと。
 - (4) 健康状態の観察及び個別検査を行ったときは、必要に応じ適切な措置をとること。
 - (5) 屋外における遊戯及び外気浴の確保に努めること。
 - (6) 午睡（仮眠）の実施に当たっては、できる限り静かな環境を保つよう努めること。

4 保護者との連絡

施設長は、常に入所児童の保護者と密接な連絡をとり、保育指針等につき、保護者の理解と協力を得るとともに、入所児童の既往症、健康状態等について十分な把握を行うよう努めること。

5 入所児童及び職員の健康診断

- (1) 入所児童は、入所時及び少なくとも1年に2回学校保健安全法に規定する健康診断に準じて健康診断を行うこと。
- (2) 職員は、採用時及び1年に1回労働安全衛生規則に規定する健康診断に準じて健康診断を行うこと。

6 安全管理及び衛生管理

- (1) 施設の構造設備は、入所児童に対する危険防止に十分な配慮を払って設けられていること。
- (2) 入所児童の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等及び調理室等は、清潔に保たれていること。
- (3) 必要に応じ入所児童を入浴させ、又は清しきすること。

7 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

8 備える帳簿

- (1) 入所児童の家庭等の状況及び保育の経過を記録する帳簿を備えること。
- (2) 施設の設備及び職員等に関する帳簿を備えること。